

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）について退職手当の調整額の算定対象期間から配偶者同行休業期間を除く等、関係政令の規定の整備等を行うこと。

第二 この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行すること。